

第3編 武力攻撃事態等への対処

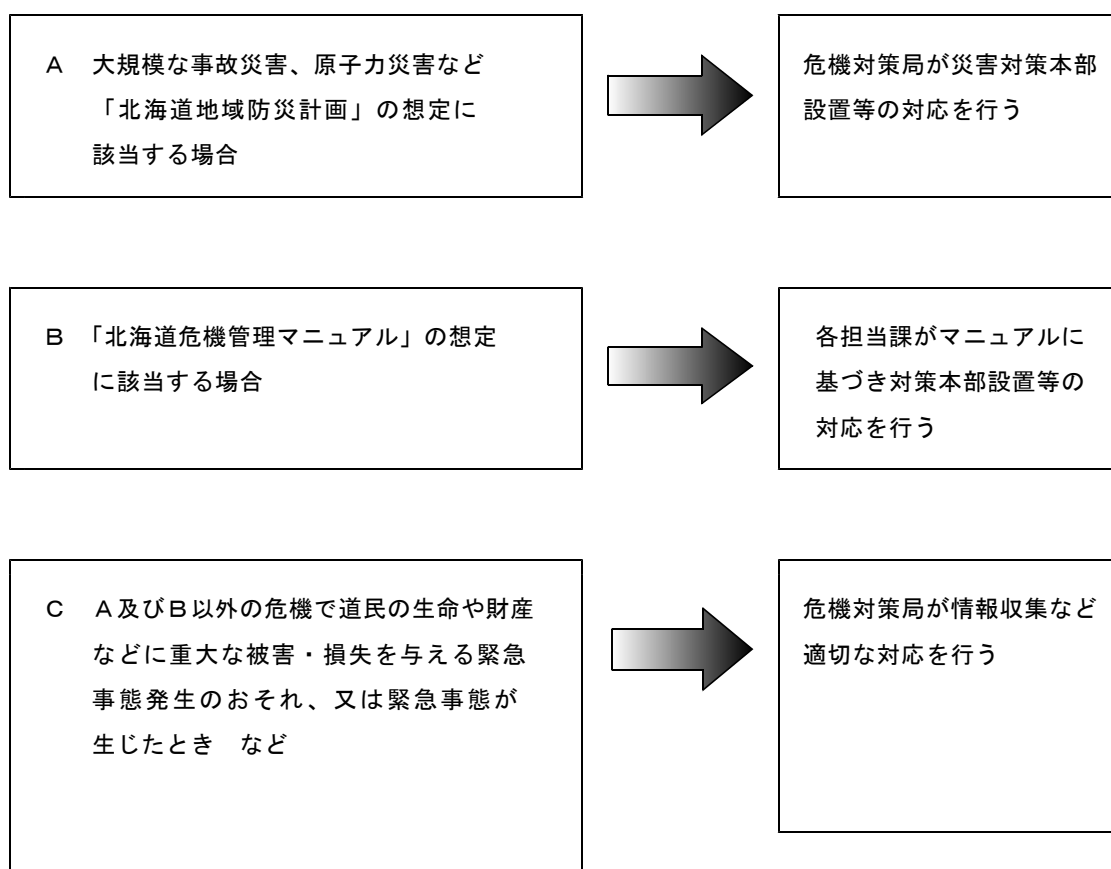
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

「多数の死傷者が発生」、「石油コンビナート施設の破壊」等の具体的な被害が発生し、その原因として武力攻撃等が疑われる場合には、政府の事態認定前であっても住民の生命、身体及び財産の保護のため、道として適切な措置をとる必要があることから、道の危機管理初動体制を次のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 道の危機管理初動体制

道は、危機の内容を踏まえて次の対応をとる。



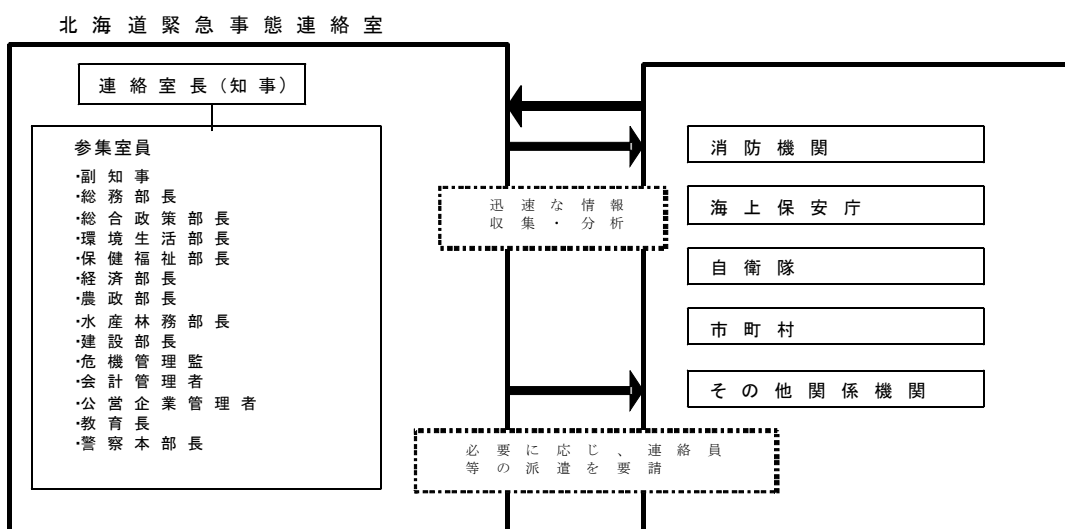
(注) 災害対策基本法に基づく対処は、対象となる被害の原因が明らかでない又は武力攻撃によるものでない場合であり、かつ、その被害の態様が同法に規定する災害に該当する場合に限る。

(2) 北海道緊急事態連絡室の設置

- ① 知事は、上記Cに該当する場合で、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等においては、道としての確かつ迅速に対応するため、「北海道緊急事態連絡室」（以下「道緊急事態連絡室」という。）を総務部危機対策局（以下「危機対策局」という。）内に設置するとともに、関係する総合振興局又は振興局に「総合振興局（振興局）緊急事態連絡室」を設置する。

道緊急事態連絡室の構成及び運営は、「北海道緊急事態連絡室設置要綱」による。

【北海道緊急事態連絡室の構成等】



※ 参集室員の範囲は、「北海道緊急事態連絡室設置要綱」に基づき、事態の態様に応じ決定する。

- ② 知事等は、道緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（道警察本部長においては、警察庁を経由）して国〔内閣官房〕に連絡するとともに関係市町村、関係指定（地方）公共機関その他関係機関に通知する。
- ③ 知事は、道緊急事態連絡室を設置したときは、看板を設置するとともに道のホームページなどで広く道民に周知する。
- ④ 道緊急事態連絡室は、道警察、消防、市町村、第一管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、収集した情報を整理し、関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- なお、必要に応じ、関係機関に連絡員等の派遣を要請する。

(3) 事態認定前における初動措置

知事等は、事態に応じて関係機関により講じられる消防法（昭和23年法律第186号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置に

ついでに情報を収集し、及び分析し、被害の最小化を図る。

(4) 国等への支援要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都府県に対し支援を要請する。

(5) 災害派遣の要請

知事は、事案の規模や収集した情報から人命又は財産の保護のため必要があると認め、かつ、国の事態認定を待たずとも自衛隊の支援が必要な場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき自衛隊の部隊等の長に災害派遣を要請するものとし、「北海道地域防災計画」に準じた措置を実施する。

2 事態認定後の緊急事態連絡室の措置

知事等は、事態認定後においては、事態の推移に応じて、国民保護措置を実施する。また、知事は、必要に応じ、道対策本部を設置すべき都道府県の指定を国に要請する。

3 国民保護対策本部に移行する場合の調整

道緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、知事に対し、対策本部を設置する旨の指定の通知があった場合は、直ちに危機対策局内に対策本部を設置するとともに、関係する総合振興局又は振興局に地方本部を設置し、新たな態勢に移行する。

この場合、道緊急事態連絡室及び総合振興局（振興局）緊急事態連絡室は廃止するとともに、道対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。

4 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1) 初動体制の確立

市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村長は、知事等と連携をとりながら、適切な初動対応をとるものとする。

(2) 国民保護対策本部への移行

市町村長が「緊急事態連絡室」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、「緊急事態連絡室」等は廃止するものとする。

この場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2章 道対策本部の設置等

道対策本部を迅速に設置するため、道対策本部を設置する場合の手順や道対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 道対策本部の設置

(1) 道対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 知事による道対策本部の設置

知事は、次の場合、直ちに危機対策局内に道対策本部を設置する。

ア 国民保護法第25条第2項の規定により対策本部を設置すべき都道府県として指定されたことの通知を受けたとき。

イ 国民保護法第26条第1項の規定及び第2章1の(2)の定めにより内閣総理大臣に対し指定の要請を行い、指定の通知を受けたとき。

② 職員の参集

危機対策局は、「北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例」(平成17年北海道条例第2号)及び「北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部運営要綱」に基づき対策本部員等に対し、道対策本部に参集するよう連絡するとともに、職員の参集基準に基づき、職員を参集させる。

③ 地方本部の設置

知事は、道対策本部を設置したときは関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に地方本部を設置する。

④ 道対策本部の開設

危機対策局は、道対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。(特に関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

知事は、道対策本部を設置したときは、次の機関にその旨を報告するとともに、道のホームページ等を活用して一般に周知する。

【通知先】

道議会、指定地方公共機関及び道内に本拠を置く指定公共機関

⑤ 交代要員等の確保

知事等は、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保、食料・燃料等の確保、自家発電設備の確保、仮眠施設の確保など対策本部の運営に支障のない態勢を整える。

⑥ 本部の代替機能の確保

知事は、本庁舎が被災した場合等道対策本部を危機対策局内に設置できない場合、又は、事態の状況により本庁舎に設置した対策本部を維持できない場合、あらかじめ指定した施設の中から、被災状況を勘案して本部の設置場所を決定する。

また、道の区域を越える避難が必要で、区域内に道対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と道対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 対策本部の指定の要請等

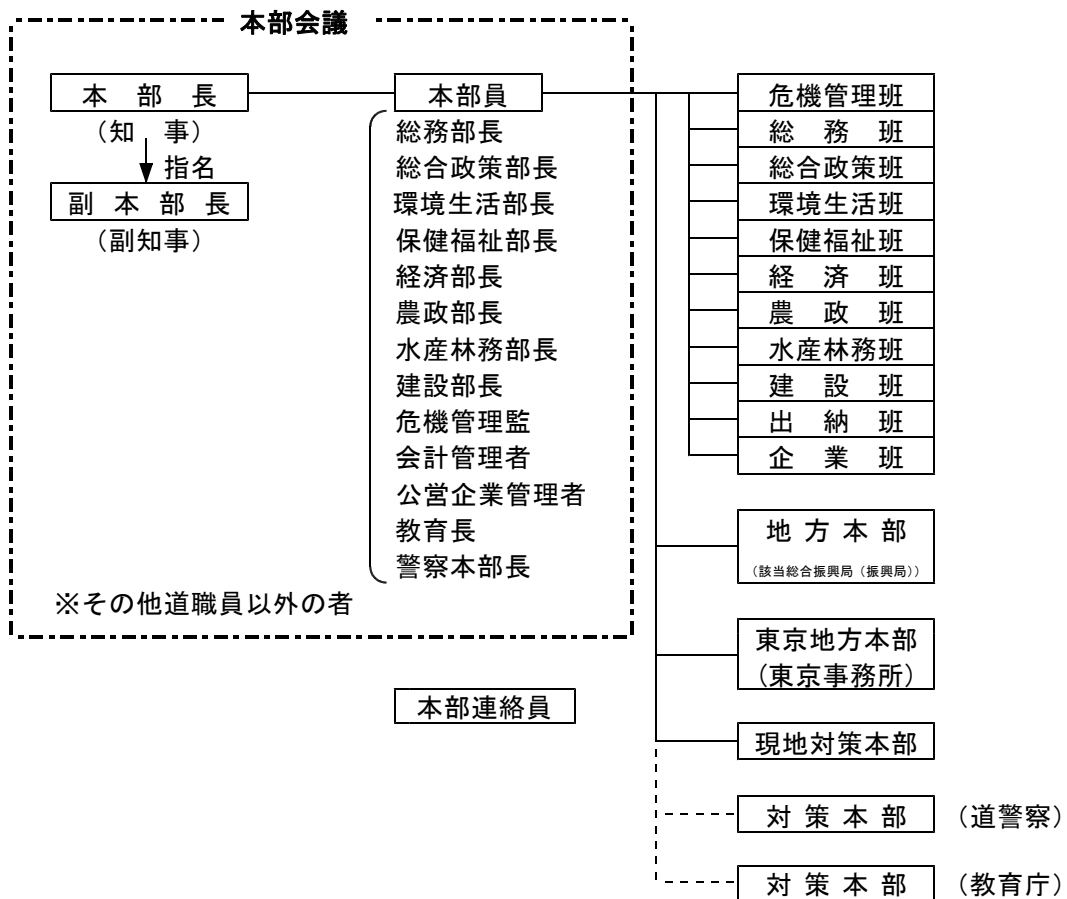
知事は、道が対策本部を設置すべき指定を受けていない場合で、道における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合、又は道内の市町村の長から市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合には、消防庁を経由して内閣総理大臣に対し、指定を行うよう要請する。

(3) 道対策本部の組織構成及び機能

道対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【道対策本部の組織図】

北海道国民保護対策本部組織図



【武力攻撃事態等における各班の主な役割】（抜粋）

| 班 名 | 役 割 |
|-------|--|
| 危機管理班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態連絡室に関する事及び国民保護対策本部に関する事。 ・ 道対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示に関する事。 ・ 知事が行う国民保護措置の調整に関する事。 ・ 消防活動の広域対応指示に関する事。 ・ 原子力発電所の安全確保措置の要請に関する事 など |
| 総務班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。 ・ 私立学校の被害調査及び復旧対策に関する事。 ・ 武力攻撃災害関係予算に関する事 など |
| 総合政策班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関との調整に関する事。 ・ 被災状況や道対策本部における活動内容の公表に関する事。 ・ 運送事業者との連絡調整及び要請に関する事。（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等） ・ 通信手段の確保に関する事（他部課の所管に属するものを除く） など |
| 環境生活班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に係る調整に関する事。 ・ 生活関連物資の供給等の調整及び価格安定に関する事。 ・ 生活関連等施設（浄水施設）の安全確保の要請に関する事。 ・ 危険動物対策に関する事。 ・ ペット動物の収容調整に関する事 など |
| 保健福祉班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事。 ・ 避難住民の救援（収容施設、医療などの提供）に関する事。 ・ 救援物資の調達に関する事。 ・ 赤十字標章等（特殊標章等を除く）の交付等に関する事。 ・ ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事 など |
| 経済班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン、灯油等燃料の確保 ・ 生活関連等施設（発電所）の安全確保の要請に関する事。 ・ 高圧ガス及び火薬類の保安に関する事 など |
| 農政班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係団体に対する食品等の保管、売渡しの要請 ・ 家畜の対策に関する事 など |
| 水産林務班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産林務関係団体との連絡調整及び応援の要請 など |
| 建設班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路（道路）の選定、他の道路管理者との調整に関する事。 ・ 道路の交通不能箇所の調査、通行規制及び交通の確保に関する事。 ・ 生活関連等施設（ダムなど建設部所管のもの）の安全確保の要請に関する事 など |
| 出納班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の費用の支出に関する事 など |
| 企業班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する施設の情報収集及び被害調査に関する事 など |

【武力攻撃事態等における道教育委員会の主な役割】

| | |
|--------|---|
| 道教育委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 公立学校等への警報の伝達に関すること。・ 学校施設等の関連施設の避難、救援施設（収容・物資保管）としての提供に関すること。（市町村との連携）・ 児童・生徒の安全確保に関すること。・ 学校施設等関連施設の被害調査、保全対策（応急措置の要否）の実施に関すること。（市町村との連携）・ 文化財の保護に関すること など |
|--------|---|

【武力攻撃事態等における道公安委員会・道警察本部の主な役割】

| | |
|-------------------|---|
| 道公安委員会 ・ 道警察本部 | <ul style="list-style-type: none">・ 避難住民の誘導に関すること。・ 立入制限区域の指定に関すること。・ 交通規制の実施に関すること。・ 住民等に対する情報伝達に関すること など |
|-------------------|---|

(4) 道対策本部における広報等

知事は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜などによる混乱を防ぐために、道民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、道対策本部における広報広聴体制を次のとおり整備する。

- ① 情報を一元的に管理するため、道対策本部に「広報責任者」を置く。
- ② 正確な情報を時期を逸することなく迅速に提供するとともに、可能な限り定期的に知事が記者会見を行う。

(5) 現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多地域等において、地方本部、市町村対策本部、指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、道対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、道現地対策本部を設置する。

道現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、道対策副本部長、道対策本部員その他の職員のうちから道対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の間の情報の共有及び活動内容の調整を行う必要があると認めるときであって、当該措置を市町村の区域を越えて実施する必要があるなど、市町村が現地調整所を設置することが困難であると認められるときは、速やかに現地調整所を設置する。

(7) 道対策本部長の権限

道対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 道の区域内の国民保護措置に関する総合調整

道対策本部長は、道の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、道及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、道対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国の対策本部長に対する総合調整の要請

道対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、道対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

道対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

また、防衛大臣に対して、その指定する職員の道対策本部会議への出席を求めることができる。（自衛隊の連絡員の派遣）

④ 情報の提供の求め

道対策本部長は、国の対策本部長に対し、道の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、道対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

道対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、道の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥ 道警察及び道教育委員会に対する措置の実施の求め

道対策本部長は、道警察及び道教育委員会に対し、道の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、道対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 道対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から道対策本部を設置すべき都道府県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、道対策本部を廃止する。

(9) 指定地方公共機関の活動体制

指定地方公共機関は、知事が道対策本部を設置した旨の通知を受けたとき又は公示によりそのことを知ったときは、直ちに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとり、その業務に係る国民保護措置を実施するものとする。

(10) 知事等の措置

知事等又は市町村長等は、その国民保護対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護法で定めるところにより、退避の指示、警戒区域の設定等必要な措置を実施することができる。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

知事等は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

知事等は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

知事等は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、道における通信の確保を参考として、通信の確保に努めるものとする。

(5) 指定地方公共機関の通信の確保

指定地方公共機関は、通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 関係機関等との連携

知事等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部等との連携

(1) 国の対策本部との連携

知事等は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において知事等は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

知事等は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

知事等は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。

(4) 市町村対策本部との連携

知事等は、市町村の対策本部が設置されたときは、道と市町村の連携の取れた国民保護措置の実施のために、可能な限り職員を派遣し、情報収集に当たらせる。

(5) 市町村等の現地調整所との連携

知事等は、市町村等により現地調整所が設置されたときは、必要に応じて、職員を派遣し現地関係機関の間の情報の共有及び活動内容の調整を行う。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

知事等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、知事等は要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村長等からの措置要請

知事等は、市町村長等から指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する要請を行うよう求めがあった場合には、その求めの趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずる。

3 市町村長等から知事等への措置要請

知事等は、市町村長等から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずる。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

① 知事は、国民保護措置（治安の維持に係るものを除く。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、国民保護等派遣を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行い、事後において速やかに文書を提出する。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容※
- エ その他参考となるべき事項

※ 要請する主な活動内容は次のとおり

- ・ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

② 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ③ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、道対策本部の連絡員を通じて緊密な意思疎通を図る。

(2) 市町村長から防衛大臣への連絡

市町村長は、通信の途絶等により知事に対し国民保護等派遣の要請をするよう求めることができない場合において、特に必要があると判断するときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要と認める事項を防衛大臣に連絡することができるものとする。

5 他の都府県に対する応援の要求

(1) 都道府県間の応援

- ① 知事等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都府県に対して応援を求める。
- ② 知事等が他の都府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、道公安委員会が、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき警察庁又は他の都府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 応援を求める際の活動の調整や手続については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」又は「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき行う。

6 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

知事等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、知事等は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 指定行政機関等への派遣要請

知事等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 総務大臣への派遣のあっせんの求め

知事等は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、上記の職員の派遣について、あっせんを求める。

(3) 市町村への職員の派遣

知事等は、市町村長等から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(4) 道の委員会及び委員による知事との協議

道の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(5) 知事による派遣のあっせん

知事は、市町村長等から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

8 知事等の行う応援等

(1) 他の都府県に対して行う応援等

- ① 知事等は、他の都府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の都府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、知事等は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村長等に対して行う応援等

- ① 知事等は、市町村長等から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
- ③ 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

9 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

知事等は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

知事等は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、知事等は、安全の確保が十分であると判断した場合には、「防災ボランティア活動の指針」を参考に、市町村、北海道社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及びボランティア関係団体と相互に連携し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

ボランティア団体等に依頼する活動の内容として想定されるのは、主として次のとおりとする。

- ・ 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- ・ 炊き出しその他の救援活動の補助
- ・ 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- ・ 清掃及び防疫の補助
- ・ 物資、資材の運送及び配分の補助
- ・ 被災建築物の応急危険度判定の補助
- ・ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

知事等は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を道対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

道が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

10 住民への協力要請

知事等は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

住民は、協力を要請されたときは、必要な協力を努めるものとされているが、協力はあくまで自発的な意思にゆだねられるものであって、要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、協力をを行う者に対しては、第3編第12章で定める特殊標章等をあらかじめ定めた方法で交付し、国民保護法第160条及び第4編第3章に規定する損害補償の対象となることを通知する。

- ・ 避難住民の誘導（市町村職員と一体となった避難住民の先導、移動中の食料等の配給、高齢者等援護を必要とする者の避難の援助 など）
- ・ 避難住民等の救援（食料、生活必需品等の配給 など）
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保（健康診断の実施の補助、感染症の動向調査実施の補助、感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営、健康食品等の保健資材の配布 など）

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

知事等は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

① 警報には、次に定める事項が示される。

- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）
- ・ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

② 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容をあらかじめ定めたマニュアルに従って、次の者に通知する。

ア 市町村長

イ 道の他の執行機関

ウ 放送事業者その他の指定地方公共機関

エ 道の関係出先機関

オ 消防に関する事務の全部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）

カ その他の関係機関

この場合において、確実な情報の伝達を期すために、北海道総合行政情報ネットワークなどによる一斉指令（音声・ファクシミリ）、電子メール等道が持つ複数の手段を用いて通知する。

③ 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

④ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

放送の方法については、放送の自主・自律性を尊重する観点から、警報の内容を損なわない範囲内で、放送事業者の自主的な判断によるものとする。

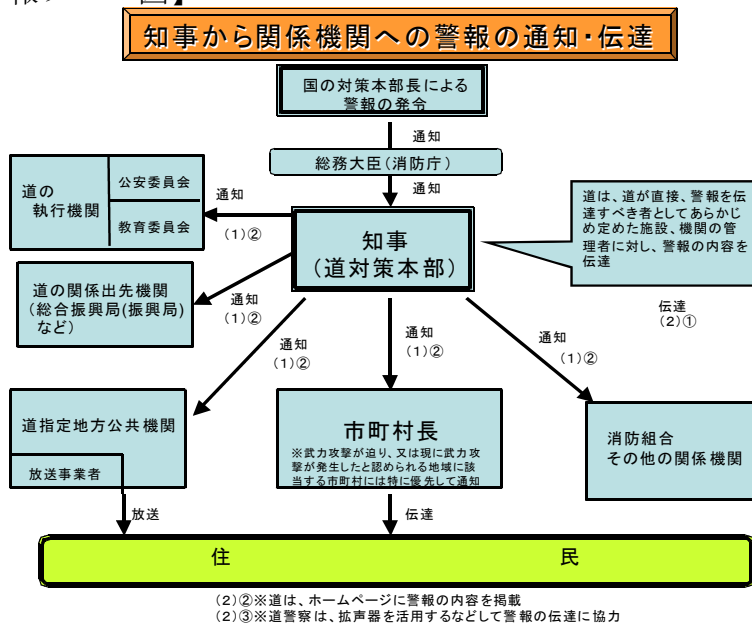
(2) 警報の伝達等

- ① 知事等は、直接、警報を伝達すべき者としてあらかじめ定めた施設の管理者に対し、警報の内容を伝達する。
- ② 道は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。
- ③ 道警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう努める。

(3) 警報の解除

知事は、国の対策本部長から警報の解除の通知を受けたときは、警報の通知を受けたときと同様の措置を行う。

【警報フロー図】



2 市町村長の警報伝達の基準

(1) 警報の通知又は伝達

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに次の者に伝達又は通知するものとする。

- ① 住民
- ② 関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）
- ③ 当該市町村の他の執行機関その他の関係機関

(2) 警報の伝達方法

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村長等が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(3) 警報伝達のための体制整備

市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、町内会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（例：武力攻撃により、火災が発生している場合及びダムや堤防の決壊等の危険が急迫している場合など）において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や道警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、次のとおり危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

- ・ 武力攻撃災害の現状及び予測
- ・ その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(3) 緊急通報の通知方法

知事は、緊急通報を発令したときは、直ちに、その内容をあらかじめ定めたマニュアルに従って、次の者に通知する。

- ① 市町村長
- ② 道の他の執行機関
- ③ 放送事業者その他の関係指定公共機関
- ④ 放送事業者その他の指定地方公共機関
- ⑤ 道の関係出先機関
- ⑥ 消防組合
- ⑦ その他の関係機関（自衛隊、第一管区海上保安本部など）

この場合において、確実な情報の伝達を期すために、北海道総合行政情報ネットワークなどによる一斉指令（音声・ファクシミリ）、電子メール等道が持つ複数の手段を用いて通知する。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 緊急通報の伝達

- ① 市町村長は、緊急通報の伝達に際しては、警報の伝達に準じて、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により緊急通報を広く知らせるものとする。
この場合において、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- ② 道警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、緊急通報の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう努める。

(5) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

放送の方法については、放送の自主・自律性を尊重する観点から、緊急通報の内容を損なわない範囲内で、放送事業者の自主的な判断によるものとする。

第2 避難の指示等

1 避難措置の指示

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容をあらかじめ定めたマニュアルに従って、次の者に通知する。

- ア 市町村長
- イ 道の他の執行機関
- ウ 放送事業者その他の指定地方公共機関
- エ 道の関係出先機関
- オ 消防組合
- カ その他の関係機関

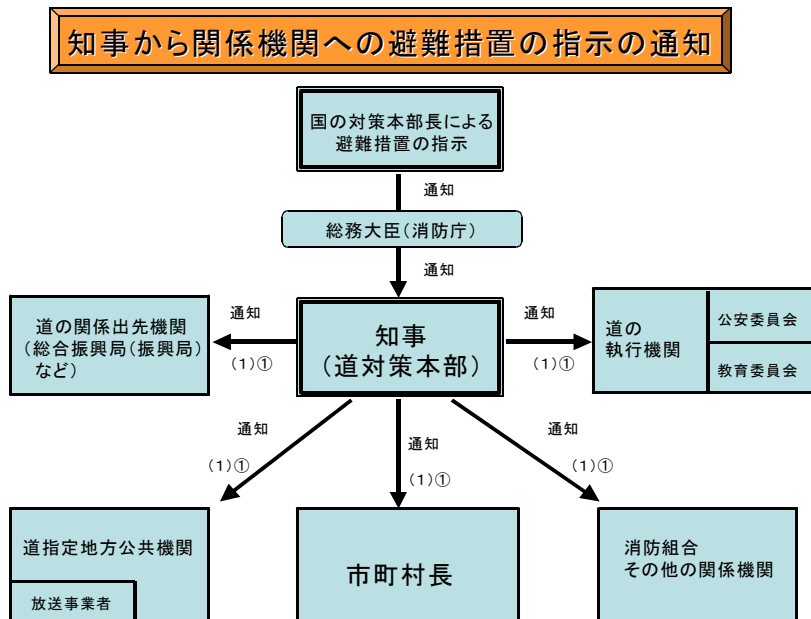
この場合において、確実な情報の伝達を期すために、北海道総合行政情報ネットワークなどによる一斉指令（音声・ファクシミリ）、電子メール等道が持つ複数の手段を用いて通知する。

※ 避難措置の指示の内容は次のとおり

- ・ 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）
- ・ 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要

② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

【避難措置の指示に関するフロー図】



(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

- ① 要避難地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示
- ② 避難先地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置
- ③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）
警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

(3) 避難措置の指示の解除

知事は、国の対策本部長から避難措置の指示の解除の通知を受けたときは、避難措置の指示又は通知を受けたときと同様の措置を行う。

(4) 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

この場合においては、次の事項を示さなければならない。

ア 要避難地域

イ 避難先地域

ウ 住民の避難に関して国の機関などが講ずる措置の概要

エ 主要な避難の経路

オ 避難のための交通手段

カ その他避難の方法

② 知事は、道内の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要と判断したときは、当該住民の避難を指示する。

(2) 避難の指示に当たっての留意事項

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、道対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

その際には、次の点に特に留意する。

① 知事は、避難経路の選定及び交通規制について道路管理者、道警察と調整を行うとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関などの運送事業者と対応可能な輸送力や輸送方法について調整を行う。

② 知事は、自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整のため、道対策本部の自衛隊の連絡員を通じた調整を行う。

③ 避難経路の選定に当たっては、自家用車等の使用や冬期間の通行について、特に配慮する。

④ 知事は、避難措置の指示に記載された国による措置の内容を確認するとともに、国の機関と調整の上、支援の内容を具体化する。

- ⑤ 避難先地域に札幌市の区域が含まれる場合は、知事はあらかじめ札幌市長の意見を聴く。

(3) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号、以下「特定公共施設利用法」という。）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（特定公共施設利用法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、道の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 動物の保護等に関する配慮

知事等は国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 危険動物等の逸走対策・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等 |
|--|

(5) 道の区域を越える住民の避難の場合の調整

- ① 知事は、道の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
- ア 避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - イ 避難の方法（輸送手段、避難経路）等
- ② この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ③ 知事は、他の都府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

(6) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(7) 避難の指示の通知

- ① 知事は、避難の指示をしたときは、直ちにその内容をあらかじめ定めたマニュアルに従って、次の者に通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

- ア 市町村長（要避難地域を管轄する市町村長を除く）
- イ 道の他の執行機関
- ウ 関係指定公共機関
- エ 放送事業者その他の指定地方公共機関
- オ 道の関係出先機関
- カ 消防組合
- キ 避難先地域の避難施設の管理者
- ク その他の関係機関

この場合において、確実な情報の伝達を期すために、北海道総合行政情報ネットワークなどによる一斉指令（音声・ファクシミリ）、電子メール等道が持つ複数の手段を用いて通知する。

- ② 道警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、避難の指示の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう努める。

(8) 市町村長の避難の指示の伝達等

- ① 市町村長は、避難の指示を受け次第、直ちに市町村防災行政無線、広報車その他適切で効果的な手段を活用し、避難の指示を迅速に住民及び関係ある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）へ伝達するよう努めるものとする。
- ② 市町村長は、警報に準じて当該市町村の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

(9) 放送事業者である指定地方公共機関による避難指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、避難の指示の内容を速やかに放送するものとする。

放送の方法については、放送の自主・自律性を尊重する観点から、避難の指示の内容を損なわない範囲内で、放送事業者の自主的な判断によるものとする。

(10) 避難の指示の解除

- ① 知事は、国の対策本部長が要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除したときは、当該地域の避難の指示を解除しなければならない。

- ② 知事が自らの判断で避難地域を拡大した場合で、当該地域に近接する地域の避難措置の指示が解除されたときは、当該地域の避難の指示を解除する。
- ③ 避難の指示を解除したときの通知先は、要避難地域を管轄する市町村長及び避難先地域を管轄する市町村長の他、避難の指示を通知した先とする。
- ④ 知事は、避難の指示を解除したときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

3 道の地域特性に基づく避難の留意点

(1) 大都市における住民避難の留意点

札幌市など大都市の住民を避難させる必要が生じた場合、国の基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

(2) 離島における住民避難の留意点

- ① 知事は、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島及び厚岸小島の全部又は一部に避難の指示を行うときは、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、次の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡する。

ア 避難すべき住民の数、想定される避難方法

イ 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

- ② 知事は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と早急に調整し、安全の確保がされていると認められる場合は、避難住民の運送を求めらる。
- ③ 知事は、運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行うとともに、必要に応じ防衛省又は海上保安庁に対して住民の運送を要請する。
- ④ この場合において、知事等は、市町村長等と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾や飛行場までの運送手段、運送経路等）を定める。

(3) 武力攻撃原子力災害の場合の避難の留意点

- ① 知事は、原子力事業所において武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行う。

ア コンクリート屋内等への屋内避難を指示

イ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

- ② 知事は、原子力事業者からの通報内容などを勘案し、事態の状況により国からの避難措置の指示を待ついとまがない場合は、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。(第3編第7章第2の1の(2)の④参照)

(4) 自家用車等使用の検討

他の市町村に避難するなど長距離の避難の場合、原則として鉄道、バス、船舶等によるものとするが、道内の市町村間の平均距離は本州の約2倍あり、移動距離が長くなること、公共交通機関が少ないことから、知事は、地域の実情に応じて、避難手段として自家用車等の活用を積極的に検討する。

この場合において、対象地域ごとに自家用車等使用可能時間を制限するなどの方法で、渋滞による二次被害を避ける手段を講じるとともに、道警察と自家用車等の使用に係る調整を行う。

(5) 冬期間の避難の留意点

- ① 避難施設は、暖房設備の有無などを考慮して選定する。
- ② 一時集合場所は可能な限り気象状況を考慮して選定する。
- ③ 避難路は、気象状況及び除排雪などの道路状況を十分考慮して選定する。
- ④ 自家用車等の使用については、道路状況を踏まえて判断する。

4 事態想定ごとの避難の留意点

武力攻撃事態の想定は多岐にわたることから、事態の種類によって避難の方法が大きく異なる。主な事態想定ごとの留意点は次のとおり。

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。
このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

急襲的な航空攻撃の場合

- ① 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。）
- ② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、道対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

- ④ 市町村長は、知事、道警察、海上保安庁及び自衛隊との間で適切な役割分担の下、避難住民の誘導を行うものとする。

※ 退避の指示

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合も想定されるが、その場合には、知事は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。（第3編第7章第3「応急措置等」参照）

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、道の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

- ② このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくのは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究、検討を進めていくこととする。

5 NBC攻撃の場合の避難の留意点

NBC攻撃の場合、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を十分に踏まえ、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避け、皮膚の露出を極力抑えさせるなどに留意して避難の指示を行うものとする。

核攻撃等の場合

- ① 核爆発に伴う熱線爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、堅ろうな建物、地下施設等に避難し、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用するなどの指示をすることとし、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させるものとする。
- ② 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示するものとする。
その場合、手袋、帽子、雨ガッパなどによって放射性降下物による外部被ばくを抑制し、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるものとする。
- ③ ダーティーボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、放射能による被害をもたらすことから、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させるものとする。

生物剤による攻撃の場合

- ① 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。
- ② ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることから、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

化学剤による攻撃の場合

- ① 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。
- ② 化学剤は、一般的に空気より重いため、関係機関は、可能な限り高所に避難させるものとする。

6 避難住民の誘導

(1) 市町村長による避難住民の誘導

市町村長は、知事から避難の指示があったときは、直ちに避難実施要領を作成し、その定めるところにより、市町村職員、消防長、消防団長を指揮して住民の避難誘導を行うものとする。(避難実施要領については「7 避難実施要領」参照)

(2) 関係機関への避難住民の誘導の要請

市町村長は、避難誘導のため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等及び出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の長に避難住民の誘導を行うよう要請することができる。また、この場合、市町村長は、その旨を知事に通知するものとする。

(3) 高齢者等への配慮

市町村長は、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの所在把握に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。

【避難誘導における各関係者の主な措置】

| 実施者 | 内 容 |
|-------|---|
| 市町村長 | ① 職員、消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導 ② 警察署長、海上保安部長等又は自衛隊の部隊等の長に対し避難誘導を要請 ③ 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示 |
| 知 事 | ① 市町村長に対し必要な支援（避難住民に提供する食品等が不足する場合など） ② 職員を指揮し、避難誘導を補助（市町村長から要請のあった場合など） ③ 職員を指揮し、避難住民を誘導（市町村長による避難誘導が行われない場合） |
| 消防吏員 | ① 避難住民の誘導 ② 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示 ③ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置 （警察官、海上保安官がその場にはいない場合） |
| 警察官 | ① 市町村長等の要請などによる避難住民の誘導 ② 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示 ③ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置 |
| 海上保安官 | ① 市町村長等の要請などによる避難住民の誘導 ② 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示 ③ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置 |
| 自衛官 | ① 市町村長等の要請などによる避難住民の誘導 ② 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示 ③ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置 （警察官、海上保安官がその場にはいない場合） |

(注) 上記の措置を実施できる自衛官は、防衛出動若しくは治安出動を命ぜられた自衛隊の部隊のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた部隊等又は国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

7 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項の市町村国民保護計画の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

- ① 市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事、道警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。
- ② 市町村長はあらかじめ定めた方法で、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するとともに、道などの関係機関に通知するものとする。

※ 避難実施要領に定める事項

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難施設の名称、所在、連絡先など避難先地域の情報
- ・ 携行品、服装等住民に対する注意事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
(例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする。)
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、残留者の有無を速やかに確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

8 知事等による避難住民の誘導の支援等

道が行う避難誘導に関する支援、調整等を次のとおり定める。

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、道警察は、交通規制、避難経路等について避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

道警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両、航空機等による情報収集を行うほか市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が道の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に道職員を派遣して、避難先都府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど、市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から道警察等に連絡がとれない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、道職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、知事等のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

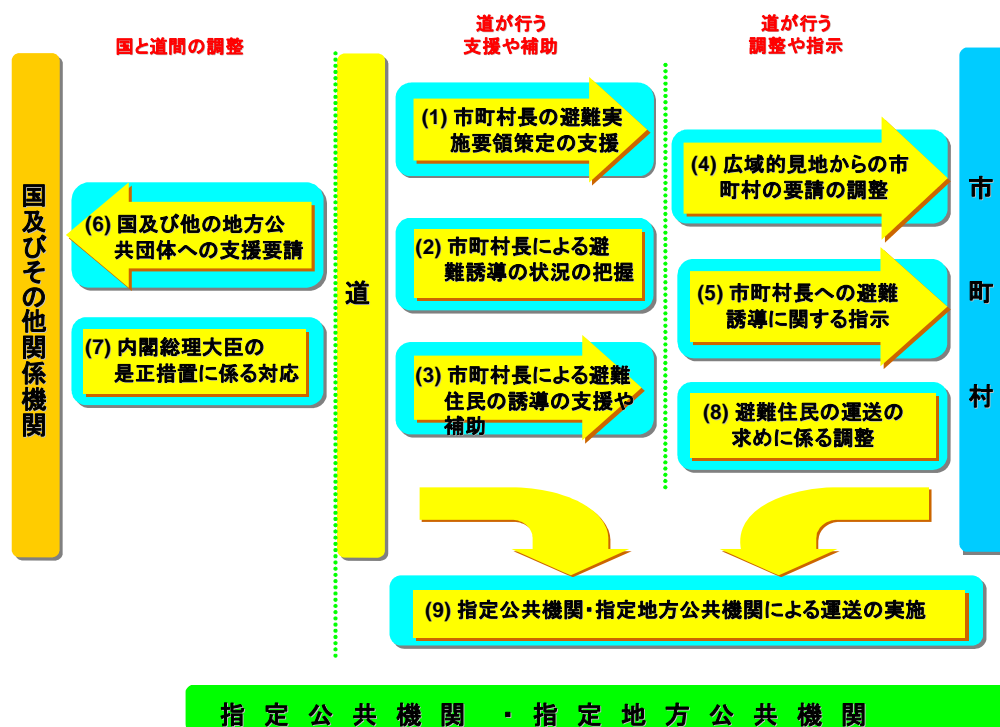
(9) 指定公共機関等による運送の実施

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

※ 道による避難住民の誘導の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

道による避難住民の誘導の支援等



9 避難所等における安全確保等

道警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待たないとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

また、知事は、国の対策本部長から札幌市長に対する救援の指示を受けた場合は、直ちに、当該指示について、札幌市長に通知する。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。以下同じ。）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 札幌市による救援の実施に係る調整

知事は、札幌市が道と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、札幌市長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

(3) 市町村による救援の実施（札幌市を除く。）に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

※ 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、積雪寒冷などの地域の特性を考慮し、必要な研究を進めていくこととする。

2 関係機関等との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

厚生労働大臣から他の都府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都府県に対して応援を行う。

(2) 他の都府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県に応援を求める。この場合において、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」又は「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携

1の(3)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、国民保護法に基づき、市町村長は、知事の行う救援を補助するものとする。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社北海道支部に委託する場合には、災害救助法（昭和22年法律第118号）における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の8の(8)に準じて行う。

(6) 指定公共機関等による緊急物資の運送

指定公共機関又は指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第2の8の(9)に準じて行う。

(7) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

知事等は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請する。

この場合において、知事等は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、道対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、次の①から⑩の事項について、国の対策本部長による救援の指示のあった日（国民保護法第75条第1項ただし書の規定により知事が救援の指示の前に救援を開始した場合には、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までの期間、原則として現物支給により行う。

なお、知事が市町村長に対し1の(3)による通知をしたときは、市町村長は、次の①から⑩の事項について、「知事」とあるのは「市町村長」と、「道」とあるのは「市町村」と読み替えて行うものとする。

① 収容施設の供与

ア 避難所の開設

道は、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。

収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。

イ 避難所の運営管理

道は、避難所の適切な運営管理を行う。この場合において、知事は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村長に対して協力を求める。

道は、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保する。また、必要に応じ、プライバシーの確保、心のケアの問題等に配慮する。

ウ 応急仮設住宅等の建設

知事は、応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国に資機材の調達について支援を求める。

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 供給・調達体制の確立

道は、救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

イ 給与又は貸与の実施

知事等は、給与又は貸与を実施するに当たって、提供対象人数及び世帯数の把握に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制を行う。

ウ 国への支援要請

知事は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国に物資の調達について支援を求める。

③ 医療の提供及び助産

ア 医療活動を実施するための体制整備

道は、武力攻撃が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、これらについて、あらかじめ定めておくよう努める。

イ 医療の提供及び助産

道は、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、救護所を開設するとともに、救護班を編成し、派遣する。

知事は、避難住民等に対する医療の提供及び助産を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておく。

救護班の緊急輸送について、知事は、必要に応じ、国に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

ウ 医療活動の実施

知事は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努める。

知事は、必要に応じ、国及び指定公共機関に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。

広域後方医療施設への傷病者の搬送について、知事は、必要に応じ、国に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

エ 医薬品等の確保

道は、市町村から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又はあっせんを行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給するよう努める。

④ 被災者の捜索及び救出

知事は、武力攻撃災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する場合には、安全の確保に十分留意しつつ、道警察や消防機関等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図る。

⑤ 埋葬及び火葬

道は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

道警察は、道及び市町村と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）における埋葬及び火葬の手續に係る特例（厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例）が定められ、対象となる地域が指定された場合、墓地埋葬法第5条第2項に規定する市町村長のほか、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長は、埋葬及び火葬を行うものとする。

⑥ 電話その他の通信設備の提供

道は、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。

提供にあたっては、聴覚障害者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

道は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について、①の「ウ 応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により応急修理を実施する。

⑧ 学用品の給与

道は、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。

⑨ 死体の搜索及び処理

ア 死体の搜索

知事は、死体の搜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び第一管区海上保安本部等と連携して実施する。

イ 死体の処理

知事は、搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がない場合、関係機関と連携し、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一時保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

知事は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、障害物の除去の対象となる住居等の状況を収集し、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行う。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

道は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

知事は、迅速な患者の搬送等必要に応じ、国に対し協力を要請する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

知事は、内閣総理大臣から要請があった場合は、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなどの所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を実施する。

また、内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが道対策本部に派遣された場合は、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じ医療等を実施する。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

道は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう努める。この場合において、道は、必要に応じ医療関係者等へのワクチンの接種等を行うなど所要の防護措置を実施する。

また、生物剤による攻撃が発生した場合、道は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を実施するよう努める。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

道警察、消防機関は、化学剤による攻撃が発生した場合には、防護服を着用するなど安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努める。

道は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を実施するよう努める。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

- ① 救援の実施に必要な医薬品等の物資であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ② 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ③ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ④ 医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

なお、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

- ⑤ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の立入検査）

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を講ずる。

- ⑥ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が①の措置に応じない場合、特定物資の収用
- ⑦ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者若しくは占有者が②の措置に応じない場合、又はその所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者及び占有者の同意を得ないで当該土地等の使用
- ⑧ 正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者が④に応じない場合、医療の指示

その他特定物資の確保に関して必要があると認めるときは、指定行政機関の長等に対し、当該特定物資の確保を要請する。

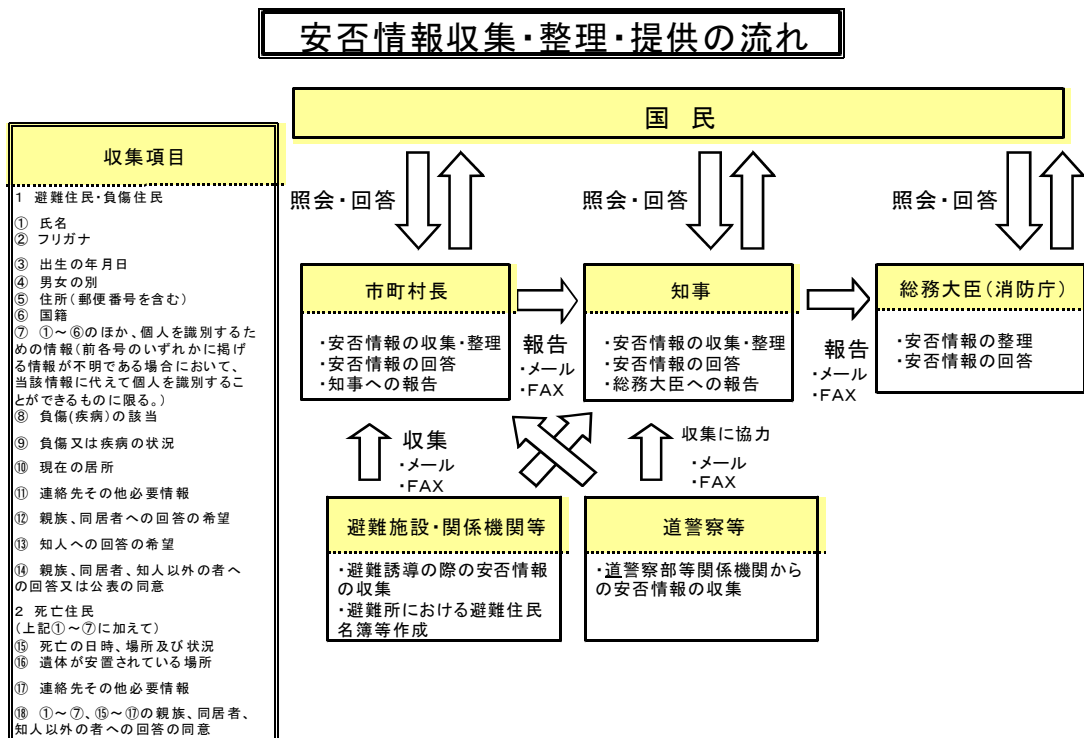
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

知事は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

道は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報システムの利用

道及び市町村は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。

2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

知事は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している知事等が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

(2) 道警察の通知

道警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、道対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

知事は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

安否情報の収集に当たっては、道は、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行う。

(4) 安否情報の整理

知事は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 総務大臣に対する報告

知事は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し、消防庁に送付する。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 知事は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、道対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

- ② 安否情報の照会については、原則として道対策本部に設置する対応窓口
に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号（様式は「資料編」に掲載）
に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本
人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免
許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等）を提出
させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をし
ようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることが
できない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及
び性別について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合す
ること等により、本人確認を行うこととする。

※ 様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法
人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並び
に照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電
話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

(2) 安否情報の回答

- ① 知事は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、
原則として被照会者の同意に基づき安否情報省令第4条に規定する様式第
5号（様式は「資料編」に掲載）により、当該照会に係る者が避難住民に
該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否か
の別を回答する。
- ② 知事は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認
めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と
考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十
分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理
を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるもの
とし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点か
ら特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

知事は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4の(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

6 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の道への報告及び照会に対する回答は、道に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

知事等は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

知事等は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、道警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

知事等は、道対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、道警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

道警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努める。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行う。

※ 緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

(3) 知事等が管理する施設の安全の確保

知事は、道が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、道警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の道が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

ただし、公の施設においてその管理を指定管理者に行わせている場合は、当該指定管理者が知事又は道教育委員会の意見を聞いて上記の措置を実施する。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、道公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、道公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、道公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

※ 立入制限区域について

① 範囲

道公安委員会又は海上保安部長等が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

② 公示等

道公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、道の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

海上保安部長等も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場においては海上保安官が警察官と同様の措置をとることとされている。

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、道警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は別表のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

※【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

| 物質の種類 | 区分 | 措置 | | |
|--|---|------------|----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 |
| 消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。） | 消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの | 消防法第12条の3 | ○ | ○ |
| 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。） | 毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） | ○ | ○ | ○ |
| | 毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの | ○ | ○ | ○ |
| 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類 | 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 | 火薬類取締法第45条 | | |
| | 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 | | | |
| | 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 | | | |
| | 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。 | | | |

| | | | | |
|---|---|-----------------|---|---|
| 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。） | 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法（昭和42年法律第149号）第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは同法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 | 高圧ガス保安法 第39条 | | |
| | 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、同法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 | | | |
| | 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。 | | | |
| 薬事法（昭和35年法律第145号）第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。） | 厚生労働大臣（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの） | ○ | ○ | ○ |
| 備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、都道府県公安委員会が命ずることのできる措置である。 | | | | |

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

知事等は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。このため、運用は「北海道石油コンビナート等防災計画」の定めによることとする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

知事等は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処等

(1) 平素からの備え

① 原子力事業所の安全確保のための平素からの備え

知事は、原子力事業所の施設・設備が武力攻撃やそれに準ずる手段により損傷した場合、放射性物質や放射線の放出によって、周辺住民の健康や生活環境に重大な影響が及ぶおそれがあることにかんがみ、当該事業所の安全確保のための平素からの備えについて、迅速かつ的確に対応が図られるよう、道警察、自衛隊等関係機関と十分に協議し対応するものとする。

② 武力攻撃原子力災害への対処のための平素からの備え

道、市町村、原子力保安検査官事務所、原子力事業者、自衛隊その他防災関係機関は、武力攻撃原子力災害の発生時には、的確かつ迅速な情報伝達を行い、一体となって国民保護措置を実施することが必要であるため、平素から、情報交換を行うなど、武力攻撃原子力災害に備えた関係機関相互の連携を図る。

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

知事等は、原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

① 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）等に準じた措置の実施

知事等は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第34条第2項に規定する主務大臣に限る。以下イにおいて同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

イ 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防、警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を指定行政機関の長に通報するとともに、その受信確認を行う。

ウ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

③ モニタリングの実施

ア 知事は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための環境放射線モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、国の対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（さらに、国の現地対策本部が設置された場合は国の現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時環境放射線モニタリング実施要領を踏まえ、緊急時環境放射線モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

イ 知事は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡する。

ウ 道は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

④ 住民の避難等の措置

ア 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

イ 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

⑤ 武力攻撃事態等における被ばく医療体制の強化

知事は、武力攻撃原子力災害の発生により、住民等に被ばく患者が発生した場合は、「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」の定めにより、適切な緊急被ばく医療活動を行うことができる体制を整備する。

特に、武力攻撃原子力災害の発生時には、短時間に多くの被ばく患者が発生する可能性もあることから、緊急被ばく医療体制を強化するため、既存の被ばく患者受入体制の活用を図るとともに、国又は近隣の県の医療機関に対し被ばく患者の受入れを要請する場合に備え、平素から関係機関と密接な連絡を行う。

⑥ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 知事等は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 道は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

⑦ 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、原子力発電所の安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、原子力事業者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

⑧ 原子力事業者への適切な措置の要請

ア 知事は、武力攻撃原子力災害を防止するため、緊急の必要があると認められるときは、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村と協議の上、国を通じ、又は直接原子力事業者に対し、原子炉の一時停止等適切な措置を講ずることを要請する。

イ 原子力事業者は、上記アの規定による要請を受けたときは、速やかに適切に対処するよう努めるとともに、その結果を道、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村に報告するものとする。

⑨ 安定ヨウ素剤の配布

知事は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時期の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

⑩ 食料品等による被ばくの防止

知事は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。

この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

⑪ 武力攻撃原子力災害対策支援チームの編成

知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要と認めるときは、道対策本部に、原子力発電プラント、放射線、医療、気象、交通、食品流通その他関係分野に係る専門家で構成する武力攻撃原子力災害対策支援チームを編成する。

⑫ 電力供給が復旧されるまでの知事の情報提供等の措置

知事は、原子力発電所の運転の停止等により、電力の供給が停止し、又は制限される場合、電力の供給が復旧するまでの間、国及び原子力事業者と連携し、道民及び関係都府県への情報提供その他道民の生活の安定のため必要な措置を講ずる。

⑬ 要員の安全の確保

知事等は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

知事等は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

道警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、道対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び道警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、知事等は、道対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所及び道立衛生研究所を通じて医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

知事等は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

知事等は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

知事等は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

知事等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、道立衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

知事等は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事及び道警察本部長の権限

内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた道警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| 法第108条 第1項 | 対象物件等 | 措置 |
|---------------|-----------------|--|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 5号 | 建物 | ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 |
| 6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 |

知事又は道警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

| | |
|----|---|
| 1. | 当該措置を講ずる旨 |
| 2. | 当該措置を講ずる理由 |
| 3. | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4. | 当該措置を講ずる時期 |
| 5. | 当該措置の内容 |

知事又は道警察本部長は、前記の措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物、その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせることができる。

その場合は、通知することが困難であるときを除き、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。

他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

第3 応急措置等

知事等は、武力攻撃災害が発生した場合等において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 各実施者による武力攻撃災害への対処一覧

| | 緊急通報 の発令 ※1 | 事前措置 | 退避の指示 | 警戒区域の設定 | 応急公用負担 |
|------------------|----------------|----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1 知事 | ○ | ○ (市町村長に劣後) | ○ (市町村長に劣後) | ○ (市町村長に劣後) | ○ |
| 2 市町村長 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 警察官 ※2 | × | ○ (1又は2の要請) | ○ (1又は2の要請若しくは緊急の場合) | ○ (1又は2の要請若しくは緊急の場合) | ○ (1又は2の要請若しくは緊急の場合) |
| 4 海上保安官 ※2 | × | ○ (1又は2の要請) | ○ (1又は2の要請若しくは緊急の場合) | ○ (1又は2の要請若しくは緊急の場合) | ○ (1又は2の要請若しくは緊急の場合) |
| 5 自衛官 ※3 | × | × | ○ (1～4が対処できない場合) | ○ (1～4が対処できない場合) | ○ (1～4が対処できない場合) |

※1 「緊急通報の発令」については、第4章第1の3に記述

※2 事前措置の実施者はそれぞれ「警察署長」「海上保安部長等」

※3 上記の措置を実施できる自衛官は、防衛出動若しくは治安出動を命ぜられた自衛隊の部隊のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた部隊等又は国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

1 事前措置

知事は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

また、この場合、直ちに市町村長にその旨を通知する。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護するため、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し退避の指示を行う。

※ 退避の指示と避難の指示の違い

【退避の指示】

退避とは、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れる緊急避難であり、退避先を示さない場合もあり得る。市町村長が指示することが原則だが、一定の条件の下で知事、警察官、海上保安官及び自衛官が指示することができる。

【避難の指示】

国の対策本部長の「避難措置の指示」を受けて知事が行うものであり、避難先、避難の経路、避難の方法等を明示する。

※ 屋内退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置

- ① 知事は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施し、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。
- ③ 当該通知を受けた道警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 知事は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を講ずる。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- ② 当該通知を受けた道警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 知事は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

4 応急公用負担等

(1) 知事による措置

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用

※ ここで「工作物」とは、人為的に土地に接着して設置した物をいい、建物、井戸、橋、堤防、トンネル、電柱等をいう。

「その他の物件」とは、土地及び工作物以外のあらゆる物を指す。

- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(2) 損失の補償

知事は、上記①の職権を行使した場合は、別に定めるところにより、通常生ずべき損失を補償する。

5 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

- ① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火、救急、救助等の活動を行うことができるよう、道は、消防機関と緊密な連携を図る。

- ② 道警察による被災者の救助等

道警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、道公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

※【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

※【具体的な例】

1 国が武力攻撃災害に関する情報を道より先に入手し、道が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

2 特殊な武力攻撃災害であり、道が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

※【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

③ 消防庁長官から被災都府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、道の区域が被災していない場合において、②の要請を受けた消防庁長官から被災都府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

④ 被災市町村は、当該市町村の区域内における消火活動及び救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。また、被災市町村の長等は、必要に応じて国や他の地方公共団体の長等に応援を要請するものとする。

⑤ 被災地以外の市町村の長等は、被災地方公共団体の長等からの応援若しくは指示、消防庁長官からの指示又は相互応援協定等に基づき、消火活動及び救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

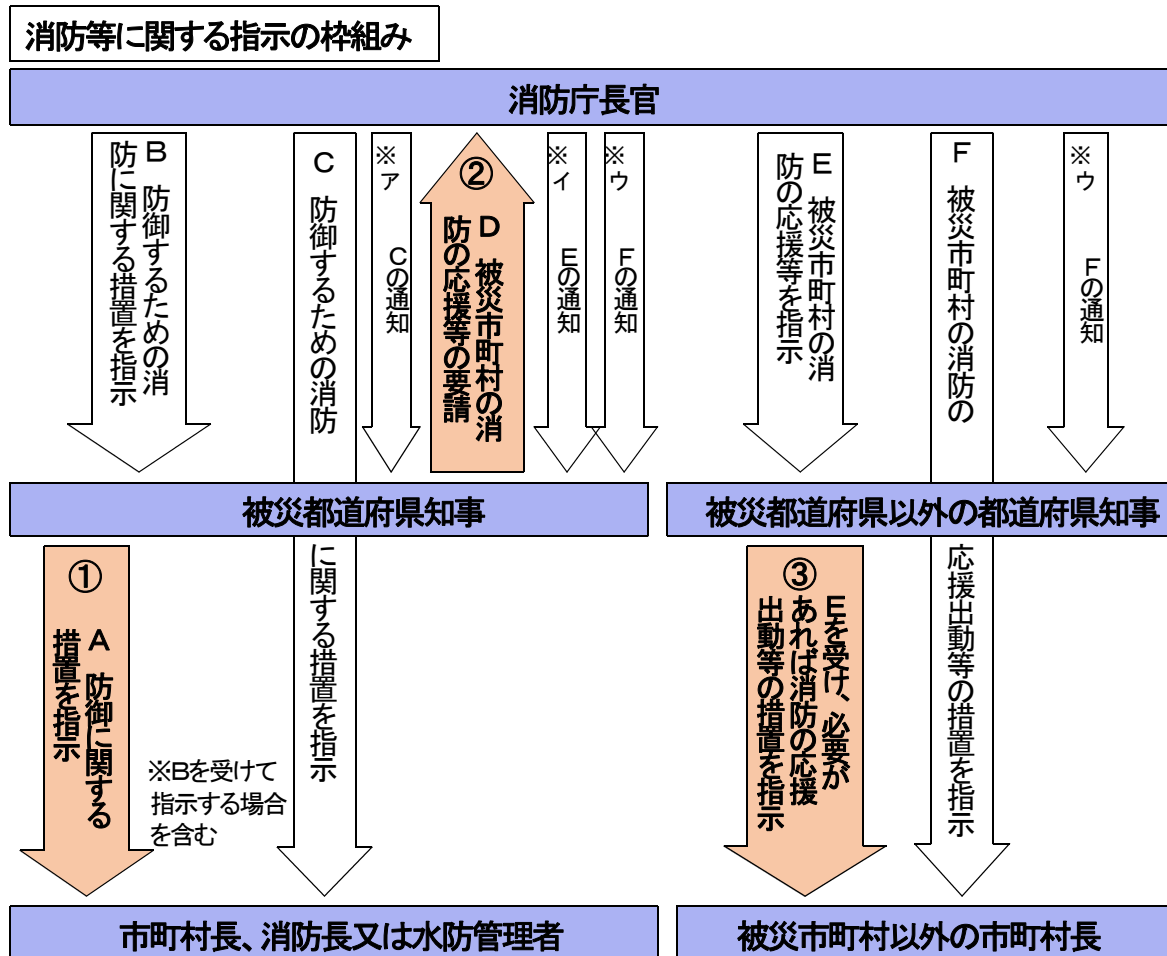
※ 知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。

ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

イ 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

【消防等に関する指示の枠組み】



(注) 図中の①、②、③はそれぞれ121ページの(2)の①、②、122ページの③に対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれ122ページの※のア、イ、ウに対応している。

第8章 被災情報の収集及び報告

知事等は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 知事等は、電話、北海道総合行政情報ネットワークその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、道警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

- ② 知事は、被災情報の収集に当たっては、市町村長に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

- ③ 知事は、自ら収集し、又は市町村長及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

- ④ 知事は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに市町村長に報告を求めることとし、収集した情報について「資料編」に定める様式に従い電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

- ⑤ 道警察は、収集した情報を道対策本部に連絡するとともに警察庁に速やかに連絡する。

(2) 市町村長及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村長は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を知事に報告するものとし、その後は随時、知事が消防庁に報告を行う方法に準じて、知事に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を知事に速やかに報告するものとする。

なお、この場合において、指定地方公共機関である放送事業者が知事に報告する被災情報は、その管理する施設及び設備に関するものであり、報道機関として行う取材・報道活動によって得られた情報は含まれない。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

知事等は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

知事は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、「北海道地域防災計画」に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

知事は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

知事は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

知事は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

知事は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 知事又は市町村長は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、知事は、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。
- ② 知事又は市町村長は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

知事は、「北海道地域防災計画」の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備するとともに、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行い、市町村長からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 道教育委員会は、道の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、道教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 特別史跡名勝天然記念物の被害を防止するための措置の施行

- ① 道教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、特別史跡名勝天然記念物の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、道教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

道は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。
- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
 - ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置
- (2) 知事は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。
- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。)に係る措置
知事は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資(以下「特定物資」という。)を指定した場合は、道の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者(小売業者を除く)及び道の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。
 - ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査(買占め等防止法第3条)
 - イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示(買占め等防止法第4条第1項)
 - ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令(買占め等防止法第4条第2項)
 - エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知(買占め等防止法第4条第4項及び第5項)
 - オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問(買占め等防止法第5条第1項及び第2項)

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

知事は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、道の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び道の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）に係る措置

知事は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

知事及び道教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

道は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、道税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに道税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

道は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

道は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 道による生活基盤等の確保

- ① 工業用水道事業者である道は、工業用水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 河川管理施設、道路及び空港の管理者である道は、河川管理施設、道路及び空港を適切に管理する。

(2) 市町村による生活基盤等の確保

- ① 水道事業者及び水道用水供給事業者である市町村は、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である市町村は、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理するものとする。

(3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

第 1 1 章 交通規制

道警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

道警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、保有する手段を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

道警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は道公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

道警察及び道路管理者である道は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

道警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

道警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令

道警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

道警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

道警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

知事等は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（下記のとおり、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

イ 信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第 1 8 条 3 に規定される身分証明書（様式は「資料編」に掲載）

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



（白地に赤十字）



（白地に赤新月）



（白地に赤のライオン及び太陽）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1 9 8 0 年以降使用していない。
また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

② 特殊標章等

ア 特殊標章

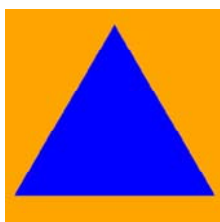
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（下記のとおり、オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式は「資料編」に掲載）

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



（オレンジ色地に青色の正三角形）

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

① 知事は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

③ ①及び②（アを除く。）の事務については、札幌市においては、札幌市長が処理するものとする。

(3) 特殊標章等の交付及び管理

① 知事又は道警察本部長は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う道の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 道警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う道警察の職員
- ・ 道警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 道警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

知事は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。